

老後の不安

非正規労働者は76% 正社員69%

毎日新聞 2016年6月6日

老後の貯蓄が十分できない理由 (連合総研の調査より。複数回答)



老後の貯蓄が十分できない理由

連合のシンクタンク「連合総研」の調査

働く人の約4割を占める非正規労働者の76%が老後に不安を感じていることが、連合のシンクタンク「連合総研」の調査で明らかになった。背景には、低収入で老後に備えた十分な貯蓄ができないことなどがあるとみられる。連合総研は「非正規対策を放置すると、社会問題化している高齢者の貧困が一層進む可能性がある」と指摘している。

調査は4月、首都圏と関西圏の民間企業に勤める成人男女2000人（正社員と非正規の比率は6対4）に聞いた。

「老後への不安の有無」の問いには、正社員の69.2%、非正規の76.4%が「強い不安」か「やや不安」を感じると答えた。老後に向けた「十分な蓄えができるか」の問いには、正社員の60.1%、非正規の71.8%が「十分な蓄えができない」か「どちらかといえば十分な蓄えができない」と答えた。

「貯蓄が十分でない理由」（複数回答）では、回答者全体で「収入が低い」（76.8%）が最も多く、「賃金改善が望めない」（37.8%）などが続いた。非正規でも「収入が低い」が85.7%でトップだったが、17.7%が「解雇の可能性」を挙げ、雇用継続へ

の不安がつきまどっている状況が浮かんた。

「老後の収入にあてにしているもの」(複数回答)は、回答者全体で「厚生年金」が最も多かった。ただ、正社員の59.3%が挙げたのに対し、非正規は49.1%と10ポイント以上の差があった。「退職金」も正社員の33.4%に対し、非正規は11.1%にとどまった。また「あてはない」と答えた人も正社員で10.1%、非正社員で16.5%いた。

非正規の事務職をしている川崎市の女性(29)の月収は手取りで14万円前後。生活費にも不足しており、貯蓄の余裕はない。土日のどちらかは派遣の仕事を入れるようにしている。女性は「国民年金を払うのも大変だが、払わなければ無年金だ。安定した仕事がほしい」と話す。連合総研は「不安定な雇用が将来の不安に直結していることが調査で裏付けられた」としている。【東海林智】

働くシニア、雇用保険の利点拡充 年金減額には注意

日経新聞 2016/6/5

5月中旬、政府は高齢者も働きやすい社会を目指し「ニッポン一億総活躍プラン」をまとめた。政府方針を映して最近、60歳以降に働く場合の各種の「ルール」は様々な変更が加えられている。失業時の安全網拡充など利点も多い半面、年金をもらいつつ働く人は年金減額を招く可能性のある変更もある。長く上手に働き続けるために新たな制度の基本をまとめた。

5月中旬、政府は高齢者も働きやすい社会を目指し「ニッポン一億総活躍プラン」をまとめた。政府方針を映して最近、60歳以降に働く場合の各種の「ルール」は様々な変更が加えられている。失業時の安全網拡充など利点も多い半面、年金をもらいつつ働く人は年金減額を招く可能性のある変更もある。長く上手に働き続けるために新たな制度の基本をまとめた。

「雇用保険の世話になるかもしれないとは想像したことがなかった……」。東京都内の住宅設備会社で倉庫管理係として働く75歳の男性Aさんは話す。60歳で定年退職した後、70歳のときに今の会社に入った。

現行の雇用保険制度では、65歳以上の人が新規に雇用された場合、雇用保険には加入できない。だが来年1月からこの制限がなくなり、Aさんのような人も雇用保険に入ることが可能になった(図A)。

A 高齢者にとっての雇用保険の恩恵は拡充される

	現行	2017年1月から		
	雇用保険への加入は？	雇用保険への加入は？	失業したら？	家族の介護で休業したら？
同じ会社で65歳以降も働いている人	可能 (高年齢求職者給付金は1回限り。介護休業給付金はなし)	可能	高年齢求職者給付金あり ■ 賃金の50～80%の最大50日分 ■ 回数制限なし	介護休業給付金あり ■ 賃金の67% ■ 家族1人につき最大93日分
65歳以上で新たに雇用された人	不可			

(注)雇用保険は週20時間以上働き、31日以上雇用される見込みのある人が加入。給付金を受けるには雇用期間や賃金水準など一定の条件がある

雇用保険には、週 20 時間以上働き、31 日以上の雇用が見込まれる人が加入する。65 歳以上の加入者が失業した場合、賃金の 50～80%の最大 50 日分が支給される。「高年齢求職者給付金」という。

■介護休業に支給

この給付金をもらえる機会が制度変更により増える。現行で支給は1回に限られるが、来年から回数に制限がなくなる。仮に失業を繰り返したとしても、求職活動をするたびに給付金を受け取ることが可能だ。

高年齢求職者給付金は、受け取っても年金に影響しない点も知っておきたい。65 歳未満で厚生年金をもらっている人が失業給付（基本手当）を受けると年金が停止されるが、65 歳以上の人はその心配は無用だ。

今回の改正ではもうひとつ高齢者にとって大きな変更点がある。「介護休業給付金」だ。家族を介護するために会社を休業した場合、一定額が支給される仕組みで、来年1月から65 歳以上の人が対象に加わる。

高齢で働く人にとって、いつ直面するかも分からないのが配偶者などの介護。介護休業給付金は賃金の 67%となり、介護する家族 1 人あたり最大 93 日分が支給される。「老々介護」の際に、家計を支える効果は大きいと期待される。

社会保険労務士の井戸美枝氏は「雇用保険による恩恵は一般の人が思うよりも大きく、積極的に加入を考えるべきだ」と話す。

雇用保険で個人が負担する保険料は現在、年齢にかかわらず賃金の 0.4%（会社負担は 0.7%）と低め。64 歳以上に限っては、経過措置として 2019 年度分まで保険料は免除される。それ以降も負担はさほど重くならない見込みだ。

雇用保険の制度変更とは別に注目されるのが、社会保険（健康保険、厚生年金）の適用拡大だ。加入基準は従来、「勤務が週 30 時間以上」だったが、10 月からは「従業員 501 人以上の大企業では週 20 時間以上、年収 106 万円以上」などに改まる。

変更に伴い社会保険料負担が新たに生じかねないとしてパート主婦らの間で話題になっている。もちろん高齢で働く人も、基準に該当すれば保険料負担が生じるので、自身への影響を慎重に見極める必要がある。

特に 60 歳以上で厚生年金を受け取っている人は、大きな影響を受ける可能性がある。年金の保険料負担が生じるだけではない。60 歳以上で厚生年金に加入して一定の収入を得ると、本来もらえるはずの厚生年金の金額が減るためだ（在職老齢年金）。

年金減額の影響は一般に、厚生年金の基本月額が高めの人ほど大きい（表 B）。例えば、65 歳未満で基本月額が 20 万円の人では、月収が 10 万円だと、実際に受け取る年金は月 19 万円と 1 万円減る。

B 働きながらだと厚生年金が減額されることも

(在職老齢年金の早見表、65歳未満の場合)

■ は減額

		年間給与の月額(総報酬月額相当額)			
		10万円	20	36	44
厚生年金の 基本月額	10万円	10	9	1	0
	16	16	12	4	0
	20	19	14	6	2
	24	21	16	8	4

どれほどの高齢者に影響が及ぶのか。厚生労働省の推計では、新基準で加入予定の約 25 万人のうち約 5 万人が 60 歳以上か 20 歳未満の国民年金非加入者だ。60 歳以上の比率の方が高いとみられ、最大で数万人規模の高齢労働者に加入の可能性がある。さらに 500 人以下の企業でも労使が合意すれば適用拡大する改正法案も国会提出済みだ。

社会保険料は労使折半であるため企業の求人にも変化が出かねない。就業支援を手がける、東京しごと財団（東京・千代田）は「今のところシニアの求人に影響はみえないが 10 月にかけては未知数」という。社会保険への加入を避けるために業務をより短時間化するといった動きはありうる。

■就業規制を緩和

もっとも、井戸氏は「労働時間を短くするのは労使とも限界がある。個人としては年金と収入の額をきちんと試算し、トータルの手取りを極力減らさない働き方を改めて考えた方がいい」と助言する。

どんな立場で働くかについても考えたい。政府は 16 年度から 65 歳以降の継続雇用などに対する企業支援を拡充し始めている。定年後も当面、同じ職場にとどまりやすい環境となるが、支援が途切れた後を含めて見据える必要がある。

C 高齢者の働き方にかかわる制度見直しは他にもある

派遣社員として働く

- 60歳以上は原則3年の期間制限が撤廃 (2015年9月)
- 派遣先を気に入れば長く働ける可能性も



シルバー人材センターに登録して働く

派遣・紹介の仕事に限り週40時間(従来20時間)まで就業可能に(16年4月、自治体指定業種のみ)

65歳以降の継続雇用・65歳までの定年延長が拡大?

政府が16年度以降、企業支援を拡充する方向に

高齢者の働き方にかかわる制度変更は他にもある(表C)。60歳以上は人材派遣期間の上限がなくなったり、各地のシルバー人材センターの派遣や職業紹介は従来比2倍の週40時間までの労働が認められたりといった変化だ。各制度を点検し、働き方を早めに定めることが安定した職を得る第一歩になる。(堀大介)

スイス「最低生活保障」否決へ 国民投票、働く意欲低下懸念

日経新聞 2016/6/5

【ジュネーブ＝原克彦】スイスが5日実施した国民投票で、すべての住民に無条件で毎月一定額を支給する「最低生活保障(ベーシック・インカム)」の導入が否決されることが確実になった。最低生活保障を導入する代わりに年金や失業手当を廃止する提案だったが、財源不足や国民が働かなくなることへの不安が強かったもようだ。

ベーシック・インカムの具体的な支給額は提案の可決後に決める段取りだった。市民運動家らは月額で大人が2500スイスフラン(約27万5千円)、子供は625スイスフランを提唱していた。スイス公共放送は開票の途中経過から8割近くが反対したと予想。賛成派が逆転する可能性はほぼなくなった。

政府は現在の年金や失業手当を充当しても財源が不足すると指摘し、反対するよう呼びかけていた。経済界も働く意欲が大幅に下がるとして強く反対したほか、労組は想定する支給額では収入が減る年金受給者もいるとの理由から反対した。右派、左派とも明確に賛成する政党はなかった。

これに対し賛成派は貧困対策に有効なことや、社会保障の一本化で行政の効率化につながると主張。提唱する支給額は物価が高いスイスでは豊かに暮らせる水準でなく、勤労意欲の低下にはつながらないとしていた。

ベーシック・インカムは失業問題など市場経済の副作用を是正する仕組みとして期待さ

れる一方、ばらまき政策に陥る懸念や労働者が働く動機を失うとの批判も多い。資本主義国家では本格的に導入した事例がないこともあり、スイスの投票結果が注目されていた。

直接民主制が浸透したスイスでは 10 万人の署名が集まれば、国民からの提案を投票に諮ることが決められている。ベーシック・インカムの提案は、制度の実現よりも問題提起を目指した面もある。所得を巡る案件では 2014 年に時給 22 スイスフランの最低賃金を設ける提案を否決したことがある。

5 日の国民投票では、公共サービスの改善に向けて通信会社スイスコムなど政府系企業を非営利にする提案の賛否も問われたが、反対多数で否決される見通しだ。

最低生活保障とは

▼最低生活保障 政府がすべての住民や国民に最低水準の生活を営むために必要なお金を支給する考え方。「ベーシック・インカム」と呼ぶ。年金、生活保護など制度が複雑に分かれた社会保障を一本化して行政のムダを省き、貧困層を支援する効果が見込める。一方で勤労意欲の低下や財政の負担増を招く問題がある。フィンランドなど欧州の一部の国が導入を巡り議論している。